

福岡県公報

平成二十九年四月七日
第三千八百八十二号
増刊
①

目次

告示 (第三百四号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) ……………一

監査委員

○福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示 (監査委員事務局総務課) ……………一

○福岡県監査委員認証局利用規程を廃止する訓令 (監査委員事務局総務課) ……………二

○福岡県監査委員事務局の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令 (監査委員事務局総務課) ……………二

再掲

○福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………二

○福岡県障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………二

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………三

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (人事課) ……………二三

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二三

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三十

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三六

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を

改正する訓令 (障がい福祉課) ……………三六

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三七

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………四七

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四七

告示

福岡県告示第三百四号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十九年四月七日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「及び同法」を「、同法」に改め、「軽油引取税交付金」の下に「並びに同法附則第七条の四及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定による個人県民税所得割交付金」を加え、第一号の二及び第一号の三を削り、第四十九号を次のように改める。

49 福岡県農業次世代人材投資資金(準備型)交付金

監査委員

監査委員告示第一号

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年四月七日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員事務局事務取扱規程（昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号口中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県監査委員訓令第一号

福岡県監査委員事務局

福岡県監査委員認証局利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

福岡県監査委員認証局利用規程を廃止する訓令

福岡県監査委員認証局利用規程（平成十五年二月福岡県監査委員訓令第一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県監査委員訓令第二号

福岡県監査委員事務局

福岡県監査委員事務局の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

福岡県監査委員事務局の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令
福岡県監査委員事務局の情報処理に関する規程（平成十五年二月福岡県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成十一年八月福岡県訓令第十号」を「平成二十四年二月福岡県訓令第一号」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園規則の一部を改正する規則

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園規則（昭和三十七年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園規則

第一条中「福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園」を「福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに

に制定し、公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する

規則

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和五十五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則

第一条中「福岡県障害者リハビリテーションセンター条例」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例」に改める。

第二条第一項中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に、「障害者」を「障がいのある人」に改める。

別記様式中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（「障害者」を「障がいのある人」に改める部分に限る。）は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する

第六十九条中「（様式第五十五号）」の下に「又は福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）第十一条第一項第二号に規定する収受印」を加える。

第九十四条第二項後段を削る。

第九十七条第七項中「口座振替一覧表又は支払情報内容一覧表に」を削り、「支払年月日及び支払内容等を記載し、整理し」を「その支払状況を口座振替一覧表又は支払情報内容一覧表で確認し」に改める。

第九十八条第一項中「終了後」を「終了した日」に、「旅行完了後（五日まで）」を「旅行完了の日」の翌日から起算して五日（福岡県の休日を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内」に改める。

第七十三条第一項中「二・八パーセント」を「二・七パーセント」に改める。

第二百三十八条第一項第六号中「五万円」を「十万円」に改める。

一件の金額
二千万円以上のもの
（工事請負に係るものは八千万円以上のもの）

一件の金額
五千万円以上のもの
（工事請負に係るものは一億円以上のもの）

一件の金額
千万円以上のもの
（工事請負に係るものは八千万円以上のもの）

工事請負に係るもので一件の金額が一億円以上のもの

別表四中

を

に、

<p>一件の金額 千万円以上のもの (工事請負に係る ものは八千万円以 上のもの)</p>	<p>一件の金額 七百万円以上のもの (工事請負に係る ものは八千万円以 上のもの)</p>	<p>一件の金額 八千万円以上のもの</p>
---	--	----------------------------

を

<p>工事請負に係るもの で一件の金額が一 億円以上のもの</p>	<p>一件の金額 三千万円以上のもの (工事請負に係る ものは一億円以上 のもの)</p>	<p>一件の金額 一億円以上のもの</p>
---	---	---------------------------

に改める。

様式第五十五号その一及びその二を次のように改める。

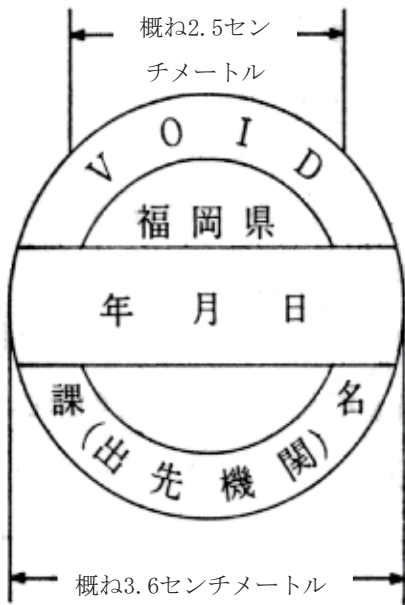
<p>一件の金額 五百万円以上のもの</p>	<p>一件の金額 千万円以上のもの</p>
----------------------------	---------------------------

<p>一件の金額 一億円以上のもの</p>	<p>一件の金額 五千万円以上のもの</p>
---------------------------	----------------------------

様式第55号その1(第69条)(本庁、財務担当所)



様式第55号その2(第69条)(旅券用)



様式第六十四号を次のように改める。

様式第64号(第78条)

領 収 証 紙 返 還 申 請 書

福岡県知事

申請年月日 年 月 日

申請者 〒
住 所

氏 名
電話番号

印

福岡県領収証紙を買い受けましたが、下記のとおり返還したいので、申請します。

記

1 返還しようとする証紙

券種	枚数	金 額					
		十	万	千	百	十	円
円	枚						
1							
5							
10							
50							
100							
200							
300							
500							
1,000							
2,000							
3,000							
5,000							
10,000							
計							

2 返還の理由等

領収証紙の購入目的	
購 入 場 所	
返還を希望する理由	

3 払戻金の振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)		

様式第六十五号を次のように改める。

様式第65号(第79条)

領 収 証 紙 交 換 申 請 書

申請年月日 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 干
住所
氏名



福岡県領収証紙を買い受けましたが、下記のとおり交換したいので、申請します。

記

1 交換しようとする証紙

券種	交換前の証紙					交換後の証紙								
	枚数	金 額				枚数	金 額							
	枚	十	万	千	百	十	円	枚	十	万	千	百	十	円
円 1														
5														
10														
50														
100														
200														
300														
500														
1,000														
2,000														
3,000														
5,000														
10,000														
計														

2 交換の理由

- (1) 領収証紙の購入目的
- (2) 購入場所
- (3) 交換を希望する理由
- (4) 交換を希望する場所

様式第七十六号継紙を次のように改める。

様式第76号継紙(第88条)

文書番号		保存期間		照合	施行
ファイル名					
起案	年 月 日	施行予定	年 月 日		
決裁	年 月 日	施行	年 月 日		
回付上の取扱い <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 秘 <input type="checkbox"/> 公印省略 <input type="checkbox"/> 事前押印 <input type="checkbox"/> 印影印刷 <input type="checkbox"/> 特例帳票 <input type="checkbox"/> 例文登録 号 <input type="checkbox"/> その他 []			施行上の取扱い <input type="checkbox"/> 郵送 [] <input type="checkbox"/> 使送 <input type="checkbox"/> 直渡し <input type="checkbox"/> 公報登載 <input type="checkbox"/> 行コミメール <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> その他 []		
決裁権者	知事				
次長	部長	副知事	副知事	知事	
係	係長	課長補佐		課(室)長	
起案者	印()				
合議	係	係長	課長補佐	課長	
所属名					
あて先					
発信者	<input type="checkbox"/> 知事名 <input type="checkbox"/> 部長名 <input type="checkbox"/> 課長名 <input type="checkbox"/> 所長名 <input type="checkbox"/> その他 []				
件名					
伺い文					
財源関係の説明					
区 分	事業費	左 の 財 源 内 訳			摘 要 補助金交付決定年月日 補助金収入年月日等
		国庫支出金	その他	一般歳入	
当初月補正予算額	円	円	円	円	
配 当 予 算 額 A					
支 出 負 担 行 為 済 額 B					
差 引 額 C = A - B					
今 回 執 行 額 D					
残 額 C - D					
支出負担行為の説明(予算執行の理由、計画、通知等の起案、その他)					

備考 この様式は、本庁の支出負担行為の決裁の場合に使用すること。

様式第百三十一号その三、様式第百三十二号その三、様式第百三十三号及び様式第百三十四号中「28.パーセン」を「27.パーセン」に改める。
様式第百六十三号その一及びその二を次のように改める。

様式第163号その1(第220条)

行政財産使用許可書

第 号

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号文書で申請のあつた

の一部使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

年 月 日

使用許可権者

印

(使用許可財産)

1 使用許可する財産は、次のとおりとする。

(1) 財産の名称

(2) 財産の所在

(3) 使用許可場所(別添図面に表示された部分)

(4) 使用許可面積 m^2

(5) 使用人員 人

(用途)

2 使用許可場所は、 を行うために使用し、その他の用途に使用してはならない。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

4 使用料は、 円とする。なお、納入した使用料は、原則として返還しない。

(管理経費の負担)

5 電気料、電話料等の諸設備経費(以下「管理経費」という。)は、申請者の負担とする。この場合の負担額は、別に指示する。

(使用料及び管理経費の改定)

6 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料及び管理経費を改定することができるものとする。

(使用料等の納入)

7 使用料及び管理経費は、県が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

(使用許可場所の管理)

8 使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(実地検査等)

9 県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

(原状変更行為の制限)

10 使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

11 使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用上の損傷等)

12 使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに(財産管理者名)に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。

(使用許可の取消し)

13 次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。

(1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。

(4) 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)又は使用人)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と判明したとき。

(5) 使用許可を受けた申請者が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。

(原状回復)

14 使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、(財産管理者名)が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

(許可取消しによる損失の取扱い)

15 県が地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。

(有益費等の請求権)

16 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。

(損害賠償)

17 許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。

(細部事項の取扱い)

18 使用許可場所の使用に係る細部事項は、(財産管理者名)の指示するところによる。

(使用許可期間の更新)

19 使用許可期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の1月前までに、使用許可権者に申請書を提出しなければならない。

備考 1 福岡県財務規則第216条第2項第1号の用途以外のため使用させるときは、この様式によること。

2 使用を許可する物件の性質等により、上記以外の条件を付する必要があるときは、その条件を付すること。

様式第163号その2(第220条)

行政財産使用許可書

第 号

申請者 住 所
氏 名

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号文書で申請のあつた

の一部使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

年 月 日

使用許可権者

印

(使用許可財産)

1 使用許可する財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 使用許可場所(別添図面に表示された部分)
- (4) 使用許可面積 m^2

(用途)

2 使用許可場所は、 を行うために使用し、その他の用途に使用してはならない。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

4 使用料は、 円とする。なお、納入した使用料は、原則として返還しない。

(管理経費の負担)

5 電気料、電話料等の諸設備経費(以下「管理経費」という。)は、申請者の負担とする。この場合の負担額は、別に指示する。

(使用料及び管理経費の改定)

6 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料及び管理経費を改定することができるものとする。

(使用料等の納入)

7 使用料及び管理経費は、県が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

(使用許可場所の管理)

8 使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(実地検査等)

9 県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

(原状変更行為の制限)

10 使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

- 11 使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
(使用上の損傷等)
- 12 使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに(財産管理者名)に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。
(使用許可の取消し)
- 13 次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。
- (1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - (2) 許可条件に違反したとき。
 - (3) 申請者が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。
 - (4) 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)又は使用人)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と判明したとき。
 - (5) 使用許可を受けた申請者が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。
- (原状回復)
- 14 使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、(財産管理者名)が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。
(許可取消しによる損失の取扱い)
- 15 県が地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。
(有益費等の請求権)
- 16 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。
(損害賠償)
- 17 許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。
(細部事項の取扱い)
- 18 使用許可場所の使用に係る細部事項は、(財産管理者名)の指示するところによる。
(使用許可期間の更新)
- 19 使用許可期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の1月前までに、使用許可権者に申請書を提出しなければならない。

- 備考 1 福岡県財務規則第216条第2項第1号の用途のため使用させるときは、この様式によること。
- 2 1の(4)の使用許可面積は、電柱にあつては「種類ごとの本数」、地下埋設物にあつては「外径ごとの延長」と読み替えるものとする。
- 3 使用を許可する物件の性質等により、上記以外の条件を付する必要がないものは、その条件を補正して使用すること。

様式第百六十七号を次のように改める。

様式第 167 号 (第 223 条)

公有財産借受願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
フリガナ
氏 名 (印)
電 話
生年月日
性 別
(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
フリガナ
氏 名 (印)
電 話
生年月日
性 別
(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則 (昭和 39 年福岡県規則第 23 号) 第 223 条の規定に基づき貸し付けてくださるようお願いします。

記

- 1 所在地及び地番
- 2 地目又は建物の種類、構造
- 3 数量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借受希望期間
- 6 借受希望料金
- 7 借受願を提出する理由
- 8 関係図面 (別添のとおり字図写、位置図、実測図)
- 9 申請者 (法人又は法人格を有しない団体 (この様式において「法人等」という。) にあつては、その役員 (法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。) 及び使用人) は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
- 10 添付書類
 - (1) 借受後の利用計画書 (資金計画を含む。)
 - (2) 関係図書 (位置図、実測図)
(建築目的のものについては、予定建築物の配置図、平面図)
 - (3) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名 (フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類 (ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第百六十九号及び様式第百七十号を次のように改める。

様式第 169 号（第 224 条）

公有財産借受期間延長願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 223 条の規定に基づき借り受けていましたが、年 月 日をもって借受期間が満了しますので、借受期間を延長してくださるようお願いします。

記

1 従来の借受状況

- (1) 契約締結年月日
- (2) 借受期間満了年月日
- (3) 借受料金
- (4) 借受料金の納付状況（借受期間中）

2 今後の借受について

- (1) 所在地及び地番
- (2) 地目又は建物の種類、構造
- (3) 数 量
- (4) 借受目的又は用途
- (5) 借受希望期間
- (6) 借受希望料金

3 申請者（法人又は法人格を有しない団体（この様式において「法人等」という。）にあつては、その役員（法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。）及び使用人）は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

4 添付書類

- (1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日及び性別を記載した書類（ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。）

様式第 170 号（第 224 条）

公有財産借受期間更新願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則（昭和 3 9 年福岡県規則第 2 3 号）第 2 2 3 条の規定に基づき借り受けていましたが、年 月 日をもって借受期間が満了しますので借受期間を更新してくださるようお願いします。

記

1 従来借受状況

- (1) 契約締結年月日
- (2) 借受期間満了年月日
- (3) 借受料金
- (4) 借受料金の納付状況（借受期間中）

2 今後の借受について

- (1) 所在地及び地番
- (2) 地目又は建物の種類、構造
- (3) 数 量
- (4) 借受目的又は用途
- (5) 借受希望期間
- (6) 借受希望料金

3 申請者（法人又は法人格を有しない団体（この様式において「法人等」という。）にあつては、その役員（法人にあつては法人登記簿に記載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。）及び使用人）は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

4 添付書類

- (1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日及び性別を記載した書類（ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。）

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 服部誠太郎

第二順位 副知事 大曲昭恵

第三順位 副知事 江口勝

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月二日から施行する。

（知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止）

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成二十七年福岡県規則第四十七号）は、廃止する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号の表財産活用課の項中「公有財産係」を「公有財産係 財産活用係」に改め、同項第三号の表スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	スポーツ第一係	スポーツ第二係
---------	---------	---------

第七条第二項第四号の表健康増進課の項中「疾病対策係 健康づくり係 保健事業係」を「保健事業係 健康づくり係」に改め、同項の次に次のように加える。

がん感染症疾病対策課	難病対策係	がん・疾病対策係	感染症対策係
------------	-------	----------	--------

第七条第二項第四号の表保健衛生課の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、「感染症係」を削り、同項第五号の表障害者福祉課の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表労働局の項中「障害者雇用係」を「障がい者雇用係」に改め、同項第七号の表新事業支援課の項中「生活関連サービス振興係」を「創業支援係」に改め、同項第八号の表輸出促進課の項の次に次のように加える。

福岡の食販売促進課	販売促進第一係	販売促進第二係
-----------	---------	---------

第七条第二項第九号の表道路建設課の項中「橋梁係」を「橋梁係 高速道係」に改め、同表砂防課の項中「砂防係」を「砂防係 土砂災害対策係」に改める。

第七条の二第一項の表財政課の項を削り、同表総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	分権改革推進室	エネルギー政策室
-------	---------	----------

第七条の二第二項の表世界遺産登録推進室の項の前に次のように加える。

エネルギー政策室	総括調整係	普及支援係
----------	-------	-------

第七条の二第二項の表全国豊かな海づくり大会推進室の項中「総務企画係」を「総務企画係 式典係」に改める。
第十四条第十五号中「（総務部財政課分権改革推進室に係るもの（公印の管守、職員

の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。
 (を含む。)-」を削り、同条第十七号中「(総務部財政課分権改革推進室に係るものを含む。)-」を削る。

第十四条の二を削る。

第二十条中第五号を第六号とし、同条第四号イ中「総合庁舎」を「総合庁舎等」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 財産活用係

イ 公共施設等総合管理計画に関すること。

ロ 県の公有財産の有効活用に関すること。

第二十条の四第一項第十七号及び第十八号中「世界遺産登録推進室」を「分権改革推進室」に改める。

第二十条の四の二を次のように改める。

(総合政策課分権改革推進室の所掌事務)

第二十条の四の二 第七条の二第一項に規定する企画・地域振興部総合政策課分権改革推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地方分権改革の推進に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第二十条の四の三中「所掌事務」を「各係ごとの所掌事務」に改め、同条各号を次のように改める。

一 総括調整係

イ エネルギー施策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 普及支援係

イ エネルギー施策の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十二号第一号中ヲをワとし、へからルまでをトからラまでとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 新しい県立美術館の整備に関すること。
 第二十五条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 障害者スポーツに関すること。

八 大規模国際スポーツ大会及び事前キャンプ地の誘致に関すること。

第二十五条に次の二項を加える。

2 スポーツ振興課スポーツ第一係の所掌事務は、前項第一号、第五号、第九号及び第十号に掲げる事務とする。

3 スポーツ振興課スポーツ第二係の所掌事務は、第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務とする。

第二十八条第一号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 福岡県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成二十九年福岡県条例第八号)の施行に関すること。

第三十一条第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 健康危機管理の総括に関すること。

第三十一条の二第一号を次のように改める。

一 保健事業係
 イ 地域保健法の施行に関する事務のうち、市町村保健センター及び人材確保支援計画に関すること。

ロ 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の施行に関する事務のうち、試験及び免許に関すること。

ハ 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務のうち、試験及び免許に関すること。

ニ 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)の施行に関すること。

ホ 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例(平成二十五年福岡県条例第十六号)の施行に関すること。

へ 医療社会事業の向上及び増進に関すること。
ト 成人保健に関すること。

チ 保健福祉環境事務所等における保健師活動の指導に関すること。
リ 市町村保健師活動の指導に関すること。

ヌ 庶務に関すること（保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ル 財務会計に関すること（保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に係るものを含む。）。

ヲ 精神保健福祉センターに関すること。

第三十一条の二第二号イ中「（昭和二十二年法律第二百四十五号）」を削り、「こと」の下に「（試験及び免許に関するものを除く。）」を加え、同号ロ中「（昭和三十二年法律第四百七号）」を削り、「こと」の下に「（試験及び免許に関するものを除く。）」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トを削り、チをへとし、リをトとし、同条第三号を削り、同条第四号イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同号を同条第三号とする。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（がん感染症疾病対策課の所掌事務）

第三十一条の二の三 第七条第二項に規定する保健医療介護部がん感染症疾病対策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 難病対策係

イ 児童福祉法第十九条の二第一項の規定に基づく医療費の支給に関すること。

ロ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の施行に関すること。

ハ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に関する事務のうち、医療費支給に関すること。

ニ 特定疾患に関すること。

ホ 肝炎総合対策に関する事務のうち、医療費支給に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

二 がん・疾病対策係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の保健並びに身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導並びに同法第十九条の二十二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。

ロ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）の施行に関すること。

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に関すること。

ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること（医療費支給に関するものを除く。）。

ホ 疾病対策に係る事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ヘ 肝炎総合対策に関すること（医療費支給に関するものを除く。）。

ト がん対策の推進に関すること。

三 感染症対策係

イ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関すること。

ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）の施行に関すること。

ハ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関すること。

第三十一条の三（見出しを含む。）中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、同条第二号に次のように加える。

へ 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十九号）の施行に関すること。

第三十一条の三第四号を削る。

第三十一条の七第三号ハを次のように改める。

ハ 認知症対策に関すること。

第三十一条の七第三号に次のように加える。

ニ 高齢者虐待の防止に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第三十一条の七第四号イ中「介護支援専門員」を「介護員養成研修及び介護支援専門員」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する事務のうち、介護福祉士養成施設に関すること。

第三十一条の七の二第四号ハ中「及び認知症対策」を削る。

第三十一条の七の五中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第三十一条の七の六（見出しを含む。）中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同条第一号中へをトとし、同号ホ中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同号ホを同へとし、同号中ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）の施行に関すること。

第三十一条の七の九第二号中「障害者雇用係」を「障がい者雇用係」に改める。

第三十一条の八第一項第二号中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

第三十一条の九第三号中カをヨとし、チからワまでをリからカまでとし、トの次に次のように加える。

チ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関すること。

第三十一条の九第四号チ中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改める。

第三十一条の十第一号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関すること。

第三十一条の十第三号ロを削り、同号中ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとする。

第三十一条の十の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十二条の二の二第四号中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関すること。

第三十二条の二の三第一号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからヘまでとし、同条第三号中「生活関連サービス振興係」を「創業支援係」に改め、同号イ中「生活関連サービス産業の振興」を「創業支援」に改める。

第三十二条の三第二号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

第三十三条第五号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第三十五条第一号中イを削り、ロをイとし、イの次に次のように加える。

ロ 企業誘致に資する産業用地等の整備促進に関すること。

第三十七条第二号ロ中「食の安全・地産地消課」を「輸出促進課、福岡の食販売促進課」に改め、同条第三号イ中「団体指導課、経営技術支援課」を「食の安全・地産地消課、団体指導課」に改め、同条第四号イ中「農林水産部の」の下に「経営技術支援課」を加える。

第四十二条第一号中イを削り、ロをイとし、ハからルまでをロからヌまでとし、同条第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（福岡の食販売促進課の所掌事務）

第四十二条の三 第七条第二項に規定する農林水産部福岡の食販売促進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 販売促進第一係

イ 農林水産物及び加工食品等（以下「農林水産物等」という。）の販売促進に係る企画及び調整に関すること。

ロ 農林水産物等の販売促進に関する事務のうち、首都圏以外の地域に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 販売促進第二係

イ 農林水産物等の販売促進に関する事務のうち、首都圏地域に関すること。
 第四十三条第一号二中、「他係」を「他課及び他係」に改める。

第四十三条の五第三号イ中「第六号イ」を「第四号イ」に、「第七号イ」を「第五号イ」に改める。

第四十三条の八第二号中リをヌとし、ニからチまでをホからリまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の施行に関すること。

第四十三条の八の二第二号イ中「、式典行事」及び「及び関連行事」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次のように加える。

二 式典係

イ 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事務のうち、式典行事及び関連行事に關すること。

第四十三条の九第二号中ロを削り、ハをロとし、ニからルまでをハからヌまでとする

第五十二条第一号二中「高速自動車道等」を「高速自動車国道等」に改め、同条に次の一号を加える。

五 高速道係

イ 道路整備特別措置法の施行に関する事務のうち、福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社に関すること。

ロ 高速自動車国道等の建設促進に関すること。

ハ 福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社に関すること。

第五十三条第一号イ中「こと」を「事務のうち、他課に属しないこと」に改め、同条第四号イ中「技術に關すること」を「技術に係るもので他課に属しないこと」に改める

第五十四条第一号中ヲをワとし、ハからルまでをニからヲまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 水防法の施行に關する事務のうち、高潮に係るものに関すること（技術に關するものを除く。）。

第五十四条第三号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 水防法の施行に關する事務のうち、高潮に係るものの技術に關すること。
 第五十五条を次のように改める。

（砂防課の所掌事務）

第五十五条 第七条第二項に規定する県土整備部砂防課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 傾斜地保全係

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に關する事務のうち、土地の制限又は管理に關すること。

ロ 採石法の施行に關する事務のうち、採取計画の認可その他災害防止命令等に係る土木技術に關すること。

ハ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、他係に属しないこと。

ニ 地すべり等防止法の施行に關する事務のうち、他課に属しないこと。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に關すること。

ヘ ばた山災害防止事業に關する事務のうち、技術に關すること。

ト 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に關すること。

チ 庶務に關すること。

リ 財務會計に關すること。

二 砂防係

イ 砂防法の施行に關する事務のうち、他係に属しないこと。
 ロ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、砂防設備に係るものの技術に關すること。

三 土砂災害対策係

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第五十七号）の施行に関すること。

第五十八条第五号中へを削り、トをへとし、への次に次のように加える。

ト 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関すること。

第六十五条第一項第一号の表福岡県小児慢性特定疾病審査会の項及び福岡県指定難病審査会の項中「健康増進課」を「がん感染症疾病対策課」に改め、同表福岡県生活衛生営業審査会の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、同表福岡県障害者施策審査会の項中「福岡県障害者施策審査会」を「福岡県障害がい者施策審査会」に、「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第六十五条第一項第二号の表福岡県情報公開審査会の項中「第十九条」を「第二十条第一項」に改め、同表福岡県個人情報保護審査会の項中「第四十条」を「第四十一条第一項」に改め、同表福岡県青少年問題協議会の項中「青少年育成課」を「政策課」に改め、同表福岡県精神保健福祉協議会の項の次に次のように加える。

福岡県食品安全・安心委員会	福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第二十一条の規定により基本計画に関する事項及び食品の安全・安心の確保に関する重要事項を調査審議すること。	保健医療介護部 生活衛生課
---------------	--	------------------

第六十五条第一項第二号の表福岡県薬事審査会の項の次に次のように加える。

福岡県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の国民健康保険法第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	保健医療介護部 医療保険課
----------------	--	------------------

第六十五条第一項第二号の表福岡県障害者介護給付費等不服審査会の項中「福岡県障害者介護給付費等不服審査会」を「福岡県障害がい者介護給付費等不服審査会」に、「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第七十五条第二項の表中「福津市西福岡四丁目三番一号」を「嘉麻市牛隈一七九四番地」に改める。

第八十六条の十一第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 消費者安全法の施行に関すること。

第八十七条第一項の表福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の項、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の項及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所の項中「高齢・障害者福祉係」を「高齢・障がい福祉係」に改める。

第八十九条第一項第三号イに次のように加える。

(6) 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の施行に関すること。

第八十九条第一項第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」に改め、同項第八号中ツをネとし、ヨからソまでをタからツまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 特定自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。

第八十九条第四項第四号ロ、第五項第四号ロ、第八項第四号ロ及び第十一項の表中「高齢・障害者福祉係」を「高齢・障がい福祉係」に改める。

第一百条中「児童相談所に所長」を「児童相談所に所長及び児童福祉法務専門監」に改める。

第一百五十五条の表中「福岡県障害者更生相談所」を「福岡県障害がい者更生相談所」に改め、同表内部組織の欄中

「知的障害者支援課」を「知的障がい者支援課」に改める。
「身体障害者支援課」を「身体障がい者支援課」に改める。

第一百六条中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。

第一百七条中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同条第一号中「知的障害者支援課」を「知的障がい者支援課」に改め、同条第二号中「身体障害者支援課」を「身体障がい者支援課」に改める。

第一百四十五条中「及び次長」を「、次長及び企画主幹」に改める。

第一百六十四条第二項第一号へ(1)中「農地環境整備事業」の下に「、水環境整備事業」を加え、同条第五項第一号ホ(3)ア中「事業のうち、」の下に「ため池等整備事業（用排水）並びに」を、「みやま市」の下に「及び大川市」を加え、同号へ(2)イ中「ため池等整備事業」の下に「（用排水を除く。）」を加える。

第二百三十一条第一項の表福岡県八女県土整備事務所の項内部組織の欄中

「河川係」 「災害事業室」

「河川係」を 砂防係 に改め、 災害事業係 を削り、

「砂防係」 「災害事業係」 「災害河川係」

同条第三項の表福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所の項内部組織の欄中「災害事業室」を削る。

第二百三十二条第四項中「福岡県八女県土整備事務所の災害事業室」を削り、「福岡県那珂県土整備事務所」を「及び福岡県那珂県土整備事務所」に改め、「及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所の災害事業室」を削る。

第二百三十三条第一項第七号カ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同条第七項第一号イ中「第八号へ」を「第七号へ」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第十三項中「及び災害事業室」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二百四十条第二項の表福岡県伊良原ダム建設事務所の項内部組織の欄中「工務第三係」を削る。

第二百五十四条第二号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関する事（技術に関するものを除く。）。

第二百五十四条第三号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものの技術に関する事。

第二百六十条の二第二項中「出先機関」の下に「（支所、分場等を含む。）」を加える。

第二百六十条の二の二第二項中「障害者更生相談所知的障害者支援課」を「障がい者更生相談所知的障がい者支援課」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（福岡県児童福祉法施行細則の一部改正）

2 福岡県児童福祉法施行細則（昭和二十八年福岡県規則第五十九号）を次のように改正する。

様式第二十一号の十六中「~~福岡県児童福祉法施行細則~~」を「~~福岡県児童福祉法施行細則~~」に改める。

（福岡県病院事業財務規則の一部改正）

3 福岡県病院事業財務規則（昭和三十一年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「疾病対策係長」を「保健事業係長」に改める。

（福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

4 福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

様式第七号及び様式第七号の二中「~~福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則~~」を「~~福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則~~」に改める。

（福岡県高速道路対策室設置規則の廃止）

5 福岡県高速道路対策室設置規則（平成六年福岡県規則第二十九号）は、廃止する。

（福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

6 福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。

様式第四号、様式第五号及び様式第十二号中「~~福岡県身体障害者福祉法施行細則~~」を「~~福岡県身体障害者福祉法施行細則~~」に改める。

様式第十四号中「~~福岡県身体障害者福祉法施行細則~~」を「~~福岡県身体障害者福祉法施行細則~~」に改める。

（福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部改正）

7 福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則（平成十八年福岡県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者介護給付費等不服審査会条例施行規則

第一条中「福岡県障害者介護給付費等不服審査会」を「福岡県障がい者介護給付費等不服審査会」に改める。

第七条中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

(福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

8 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「~~福岡県難病診療連携推進協議会~~」を「~~かたがへ医療連携推進協議会~~」に改める。

(福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部改正)

9 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則(平成二十九年福岡県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改める。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五号の二イ中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同号口中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改め、第十一条の二第三項第一号の二イ中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同号口中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改め、第十一条の三第四号の二イ中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同号口中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改める。

第十九条の六第三号イ中「第四条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号口中「第

九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第七号に次のように加える。

ロ 法第四十五条第一項の規定に基づき、事業者に対し、必要な報告を求め、所属職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は当該事業者の供給する物品を集取させること。

第二十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削る。

第二十条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第十一条の規定に基づき、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすること。

第二十条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の施行に関する事務

イ 法第二十八条第二項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者に対し、指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うこと。

第二十条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「第五十条第六号の三」を「第五十条第六号の二」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の一項を加える。

3 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲げる保健医療介護部がん感染症疾病対策課関係の事務を委任する。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）を「施行規則」という。

イ 法第十九条の第五第一項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の申請を受領すること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ロ 法第十九条の第五第二項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ハ 法第十九条の第五第三項の規定に基づき、医療受給者証の変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ニ 施行規則第七条の九第三項の規定に基づき、申請内容の変更の届出を受領すること（負担上限額の変更を要するものを除く。）。

ホ 施行規則第七条の二十三第四項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受けること。

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第四条の規定に基づき、法第六条の規定により知事が実施した臨時の予防接種を受けた者に対し、臨時の予防接種済証を交付すること。

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十号）を「施行令」という。

イ 法第十九条第一項及び第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を指定し、及び指定を取り消すこと。

ロ 施行令第十六条において準用する施行令第十二条及び第十三条の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関の指定申請書の記載事項変更等の届出及び辞退届を受領すること。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（法第十九条から第二十条までの規定による入院等の措置で特定感染症医療機関又は第一種感染症医療機関（法第二十六条において準用する場合にあつては、感染症指定医療機関）以外の病院又は診療所について行うものを除く。）

この号中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）を「施行規則」という。

イ 法第十二条第一項の規定に基づき、医師の届出（結核患者に係るものに限る。）を受領すること。

ロ 法第十二条第三項の規定に基づき、福岡県が管轄する区域外に居住する者について医師の届出（結核患者に係るものに限る。）を受領したとき、その者の居住地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、当該市長）に通報すること。

ハ 法第十四条の二第三項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施すること。

ニ 法第十五条第一項の規定に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに、職員に関係者への質問をさせ、又は必要な調査を行わせること。

ホ 法第十五条第三項の規定に基づき、所属職員に、同項各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に応じることが求めさせ、又は同項第一号から第三号までに掲げる者の保護者に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは同項各号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に応じさせることを求めさせること

へ 法第十五条第四項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は所属職員が採取した検体について検査を実施すること。

ト 法第十六条の第三項の規定に基づき、法第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に応じべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

チ 法第十六条の第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による勧告に係る法第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

リ 法第十六条の第三項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

ヌ 法第十七条第一項の規定に基づき、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくはその保護者に対し健康診断の勧告をし、又は同条第二項の規定に基づき、職員に健康診断を行わせること（国が法第五十三条第一項の規定に基づき新感染症及び新感染症の所見がある者をそれぞれ一類感染症及び一類感染症の患者とみなして同項の措置を講じることとした場合において行うものを含む。以下コまでにおいて同じ。）。

ル 法第十八条第一項の規定に基づき、法第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき、当該届出の内容その他施行規則第十一条で定める事項を書面により通知すること。

ヲ 法第十八条第三項及び第四項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受けている者又はその保護者から同項の対象者ではなくなったことの確認の求めを受け、確認を行うこと。

ワ 法第十八条第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知を

しようとするときに、あらかじめ法第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴き、又は意見を聴かなかつた場合において通知した内容を報告すること。

カ 法第十九条第一項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者に対し入院の勧告をし、又は同条第三項の規定に基づき、入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

キ 法第十九条第五項の規定に基づき、感染症の患者を当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所に入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ク 法第十九条第七項の規定に基づき、同条第一項の規定による入院の勧告又は同条第三項の規定による入院の措置をしたことを法第二十四条第一項に規定する協議会に報告すること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ケ 法第二十条第一項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者に対し入院の勧告をし、又は同条第二項若しくは第四項の規定に基づき、入院させ、若しくは入院の期間の延長をすること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

コ 法第二十条第三項の規定に基づき、感染症の患者を当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所に入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ク 法第二十一条の規定に基づき、入院する患者を移送すること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ケ 法第二十二条第一項の規定に基づき、入院している患者を退院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

コ 法第二十二条第二項の規定に基づき、病院又は診療所の管理者から通知を受け、法第二十六条において準用する場合を含む。）。

カ 法第二十二條第三項及び第四項の規定に基づき、入院している患者又はその保護者から退院の求めを受け、当該患者について感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をすること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ム 法第二十四条の二の規定に基づき、入院している患者又はその保護者からの苦情の申出に対して、その内容を聴取し、処理の結果を通知すること。

ウ 法第二十六条の第三項の規定に基づき、法第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体の提出を命ずること。

ク 法第二十六条の第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による命令に係る法第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で取去させること。

カ 法第二十六条の第三項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は同条第三項の規定により所属職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施すること。

キ 法第二十六条の第四第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は所属職員による当該検体の採取に必ずべきことを命ずること。

ク 法第二十六条の第四第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による命令に係る法第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

ケ 法第二十六条の第四第五項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

コ 法第二十七条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者若しくはその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対し、感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある（以下「感染症病原体汚染に係る」という。）場所等を消毒すべきことを命じ、又は市町村に消毒を指示すること（当該場所が二以上の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所の管轄区域にわたる場合における市町村への指示を除く。）。

ケ 法第二十八条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係るねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者若しくはその代理をする者に対し当該ねずみ族、昆虫等の駆除を命じ、又は当該区域を管轄する

市町村に駆除を指示すること（当該区域が二以上の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所の管轄区域にわたる場合における市町村への指示を除く。）。

フ 法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る物件の所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、若しくは物件の消毒を命じ、又は市町村に当該物件の消毒を指示すること。

ク 法第三十条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る死体の移動を制限し、若しくは禁止し、又は同条第二項の規定に基づき、当該死体の埋葬の許可をすること。

エ 法第三十一条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

テ 法第三十二条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る建物への立入りを制限し、又は禁止すること。

ア 法第三十五条第一項の規定に基づき、職員に、感染症病原体汚染に係る場所等への立ち入り、関係者への質問又は必要な調査をさせること。

サ 法第三十六条第一項又は第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する措置を実施する旨及びその理由その他施行規則第十九条で定める事項を、措置の名あて人若しくはその保護者に対し書面により通知し、又は通知しなかつた場合において措置の実施後相当の期間内に交付すること（この規則により保健福祉環境事務所長等に委任された事務に係るものに限る。）。

キ 法第三十六条第四項の規定に基づき、法第三十二条第一項に規定する措置を実施する旨及びその理由その他施行規則第十九条第二項で定める事項を掲示すること。

ユ 法第三十七条の二の規定に基づき、結核患者の医療公費負担についての要否を決定すること。

メ 法第三十八条第二項、第七項又は第九項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定をし、指導を行い、又は指定を取り消すこと。

ミ 法第四十二条第一項の規定に基づき、法第三十七条第一項（結核患者に係るものに限り）又は第三十七条の二第一項に規定する医療に要した費用の公費負担の

要否を決定すること。

シ 法第四十三条第一項の規定に基づき、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は職員に診療録その他の帳簿書類を検査させること。

エ 法第四十四条の七第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

ヒ 法第四十四条の七第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による勧告に係る法第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

モ 法第四十四条の七第五項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

セ 法第五十三条の十の規定に基づき、法第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該患者が管轄の区域外に居住するときに、その管轄の保健所長に当該届出の内容を通知すること。

ス 施行規則第二十条の三第三項の規定に基づき、法第三十七条の二第一項の規定による公費負担の決定を行った場合に患者票を申請者に交付すること。

イ 施行規則第二十条の三第五項の規定に基づき、患者がその医療を受ける病院又は診療所を変更しようとするときの届出を受領すること。

ロ 施行規則第二十条の三第六項の規定に基づき、患者票の交付を受けた者がその結核患者について医療を受ける必要がなくなつたときに患者票の返納を受領すること。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）を「施行規則」という。

イ 法第十条第一項の規定に基づき、支給認定の変更の申請を受領すること（施行

規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ロ 法第十条第二項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること（施行規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ハ 法第十条第三項の規定に基づき、医療受給者証に変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること（施行規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ニ 施行規則第十三条第一項の規定に基づき、申請内容の変更の届出を受領すること（負担上限月額の変更を要するものを除く。）。

ホ 施行規則第二十七条第三項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受けること。

第二十三条第二項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第二十四条中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同条第一号中イを削り、ロをイとし、ハからヌまでをロからリまでとし、同号ル中「第二十五条の七第一項及び第二項」を「第二十五条の八」に改め、同号ルを同号ヌとし、同号ヲ中「第二十五条の八」を「第二十五条の八第四号」に改め、同号ヲを同号ルとし、同号ワ中「第二十六条第一項」を「第二十六条第一号及び第六号」に改め、同号ワを同号ヲとし、同号中カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、同号レ中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、同号レを同号タとし、同号中ソをレとし、ツをソとし、同号ネ中「とき」を「場合において」に改め、同号ネを同号ツとし、同号中ナをネとし、ラから井までをナからウまでとし、同号ノ中「第三十一条」を「第三十一条第一項から第三項まで」に改め、同号ノを同号キとし、同号キの次に次のように加える。

ノ 法第三十一条第四項の規定に基づき、延長者について、法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置をとること。

第二十四条第一号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第二項及び第九項」に改め、「児童」の下に「及び保護延長者」を加え、「加える」を「行う」に改め、同号ク中「第三十三条第四項」を「第三十三条第四項及び第七項」に改め、同号マ中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「その義務教育終

了児童等に対し、同項に規定する住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを」を削り、同号キ中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同号ニ中「第二十二條の二」を「第二十三條の二」に改め、同条第二号ヲ中「第十三條」を「第十三條第一項」に改め、同号ヲの次に次のように加える。

ワ 法第十三條第二項の規定に基づき、施設入所等の措置又は一時保護を解除する場合において、当該児童の保護者に対し、必要な助言を行うこと。

カ 法第十三條第三項の規定に基づき、同条第二の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

ヨ 法第十三條の二の規定に基づき、施設入所等の措置若しくは一時保護を解除する場合又は当該児童が一時的に帰宅する場合において、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより安全確認を行うとともに、保護者の相談に応じ、指導、助言その他必要な支援を行うこと。

第二十七條の見出し及び同条中「障害者更生相談所長」を「障がい者更生相談所長」に改める。

第五十五條の二第一号ト中「第十二條第一項及び第二項」を「第十二條」に改める。
第七十條第八項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第八条の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

ロ 法第十二條第一項及び第二項並びに第十三條第二項及び第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を受領すること（本庁に進達）。
ハ 法第十五條第三項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関から建築物エネルギー消費性能確保計画を受領すること。

ニ 法第十六條第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

ホ 法第十六條第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

へ 法第十六條第三項の規定に基づき、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

ト 法第十七條の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させること。

チ 法第十九條第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を受領すること。

リ 法第十九條第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

ヌ 法第十九條第三項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

ル 法第二十條第三項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

ヲ 法第二十一條の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は所属職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させること。

ワ 法附則第三条第二項及び第七項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を受領すること。

カ 法附則第三条第三項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

ヨ 法附則第三条第四項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

タ 法附則第三条第八項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のため

めとるべき措置について協議を求めること。

レ 法附則第三条第九項の規定に基づき、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は所属職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させること。

ソ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条及び第二十九条の規定に基づき、軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する申請書を受領すること（本庁に進達）。

第七十六条の五、第七十六条の六及び第七十六条の七を削る。

第七十七条第三号中「及び子ども手当」を削る。

第七十七条の二を削る。

第七十七条の三第二号を削り、同条を第七十七条の二とする。

別表第七項及び第八項中「四万円以上」を「一〇万円以上」に改め、同表第九項中「八〇万円以上」を「一〇〇万円以上」に改め、同表第十三項中「五万円以上」を「二〇万円以上」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中

11の2 児童自立支援 専門監	上司の命を受け、児童の指導及び自立支援に関する事務を掌理する。
11の2 児童福祉法 務専門監	上司の命を受け、当該出先機関の児童の福祉に関する事務のうち法律的専門事項に関するものを掌理する。
11の2の2 児童自立支援 専門監	上司の命を受け、児童の指導及び自立支援に関する事務を掌理する。

改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第四号

本 庁

出先機関

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

第一条中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第二条第一号中「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」を「障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）」、難病を原因とする障がい」に、「障害（以下「障がい」を「障がい（以下「障がい」に、」者であつて、障害」を「人であつて、障がい」に、「もの」を「人」に改め、同条第二号中「障害がある者にとつて、」を削り、「観念」の下に「、偏見」を加える。

第三条の見出し中「障害」を「障がい」に改め、同条中「障害者に対し、障害」を「障がいのある人に対し、障がい」に、「障害者でない者」を「障がいのない人」に、「障害者の」を「障がいのない人の」に改める。

第四条第一項及び第三項中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第五条第一項中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者と障害者でない者」を「障がいのある人と障がいのない人」に改め、同条第四項中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第六項中「障害種別」を「障がい種別」に改め、同項後段中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害の状態」を「障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況」に改める。

第六条第一項中「障害」を「障がい」に改め、同条第三項中「障害の」を「障がいの」に、「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第七条第一項中「障害を」を「障がいを」に、「障害者及び」を「障がいのある人及び」に、「福祉労働部障害者福祉課」を「福祉労働部障がい福祉課」に改め、同条第二項中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「障害」を「障がい」に改め、同項第二号中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者に対し障害」を「障がいのある人に対し障がい」に改め、同条第三項中「障害」を「障がい」に改める。

第九条中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害を」を「障がいを」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用

する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第五号

本 庁

出 先 機 関

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の二の二中、「第百六十六条第一項及び第二百三十二条第四項」を「及び第百六十六条第一項」に改める。

第十六条第十二号の二八中「第二百三十八条第一項第七号」を「第二百三十八条第一項第八号」に改める。

第二十一条第三号へ中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改め、同条第十二号又中「視取」を「聴取」に改め、同条第十三号に後段として次のように加える。

この号中知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）を「規則」という。

第二十一条第十三号ツ中「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）」を「規則」に、「又は視聴取を中止する」を「、視聴又は聴取の中止を命ずる」に改める。

第二十一条の二第一項第四号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第三項第二号イ中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同号

口中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改める。
 第二十一条の三第四号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。
 第二十二条第一項第一号及び第二号中「、センター長及び地域整備企画監」を「及び地域整備企画監」に改める。

別表一第七項知事決裁事項の欄第一号、第二号及び第三号中「四千万円以上」を「五億円以上」に改め、同項副知事専決事項の欄第一号、第二号及び第三号中「二千万円以上四千万円未満」を「一億円以上五億円未満」に改め、同項部長等専決事項の欄第一号、第二号及び第三号中「二千万円未満」を「五千万円以上一億円未満」に改め、同項同欄中第四号から第八号までを削り、同項次長専決事項の欄第一号から第三号までを次のように改める。

- 1 規則第四条の規定に基づき、交付額が一件一千万円以上五千万円未満の補助金等の交付の決定をすること。
- 2 規則第五条の規定に基づき、交付額が一件一千万円以上五千万円未満の補助金等の交付の決定をする場合に、条件を付すること。

3 規則第八条第一項及び第三項の規定に基づき、事情の変更により、交付額が一件一千万円以上五千万円未満の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること並びにこれに伴う補助金等の交付の決定をすること。

別表一第七項課長専決事項の上欄中第六号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。
 13 規則第十八条第六項の規定に基づき、返還を命じた補助金等に係る加算金又は延滞金の減免を行うこと。

別表一第七項課長専決事項の上欄中第五号を第十二号とし、同号の前に次の三号を加える。
 9 規則第十四条の規定に基づき、補助金等の額を確定し、補助事業者に通知すること（規則第十五条第二項において是正措置を準用する場合を含む。）。

10 規則第十五条の規定に基づき、補助事業者等に対し、事業の是正のための措置を命ずること。

11 規則第十六条の規定に基づき、補助金等の不正流用等の場合において補助金等の交

付の決定の全部又は一部を取り消し、その旨を補助事業者等に通知すること。
 別表一第七項課長専決事項の上欄中第四号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

7 規則第十二条の規定に基づき、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行を命じ、及び補助事業等の遂行の一時停止を命ずること。
 別表一第七項課長専決事項の上欄第三号中「補助事業者等からの」を「補助事業者等が補助事業の遂行に関し知事に報告すべき事項を定め、」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

5 規則第八条第一項及び第三項の規定に基づき、事情の変更により、交付額が一件一千万円未満の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること並びにこれに伴う補助金等の交付の決定をすること。

別表一第七項課長専決事項の上欄中第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。
 2 規則第四条の規定に基づき、交付額が一件一千万円未満の補助金等の交付の決定をすること。

3 規則第五条の規定に基づき、交付額が一件一千万円未満の補助金等の交付の決定をする場合に、条件を付すること。
 別表一第七項課長専決事項の上欄に次の二号を加える。

15 規則第二十条の規定に基づき、補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを認めること。

16 規則第二十一条の規定に基づき、補助金等に係る財産の処分を承認しようとする場合に、交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を納付すべきことを命ずること。

別表一第十項の四課長専決事項の上欄第六号中「法第三十四条第二項」を「法第三十四条第二項」に改め、同項同欄第七号中「法第三十四条第三項」を「法第三十四条第三項」に改め、同表第十項の五課長専決事項の上欄第二十号中「又は視聴」を「、視聴」に改め、同表第十二項副知事専決事項の欄第五号中「及び介護休暇」を「、介護休

3 役務費の支出に係るもの		2 需用費の支出に係るものうち、性質上契約によるべきもの						1 交際費のうち、性質上契約によるべきもの		区分	
		右以外のもの	後納契約及び単価契約の締結	結 価 約 の 締 結	庁舎の光熱水費及び修繕に係る単価契約の締結	物品の購入に係る単価契約の締結	物品の購入に係るもの	食糧費	知事が定める物品の購入	副知事	部長
							一〇〇万円以上		一〇〇万円以上		財務規則第二条第七号に規定する
							五〇万円以上二〇〇万円未満		五〇万円以上一〇〇万円未満		部次長
	四、〇〇〇万円以上										財務規則第二条第八号に規定する課長
	一、〇〇〇万円以上四、〇〇〇万円未満					一、〇〇〇万円以上（物品の購入に係るものは総務事務厚生課長合議）					
	一〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満	全額	全額	全額	全額	全額 総務事務厚生課長	一〇万円以上五〇万円未満	全額 総務事務厚生課長	一〇万円以上五〇万円未満		

暇及び介護時間」に改め、同項部長等専決事項の欄第七号中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同項同欄第十二号中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に、「第十四号」を「第十五号」に改め、同項同欄第十三号中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改め、同項課長専決事項の上欄第十三号中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改め、同項同欄第二十号中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に、「第二十号」を「第二十三号」に改め、同項同欄第二十一

号中「第十条の三第四項」を「第十条の三第五項」に改め、同表第十八項副知事専決事項の欄第一号中「三百万円以上」を「五百万円以上」に改め、同項部長等専決事項の欄第一号中「三百万円未満」を「五百万円未満」に改め、同項次長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の上欄第三号中「五十万円未満」を「百万円未満」に改める。別表二中表の部分の部分を次のように改める。

8 公有財産購入に係るもの	7 原材料購入に係るもの	6 工事請負に係るもの（工事の執行に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費並びに補償、補填及び賠償金を含むものとし、それぞれを一件とする。）			5 使用料及び賃借料の支出に係るもの		4 委託契約
		入札の執行に関すること（指名及び一般競争入札参加者の資格審査に関すること）を除く。	起工 入札者の指名	予定価格の決定	右以外のもの	タクシーの借り上げに係る単価契約の締結	
五、〇〇〇万円以上 七、〇〇〇万円未満					一億円以上二億円未満		一億円以上二億円未満
三、〇〇〇万円以上 五、〇〇〇万円未満 〔総務部長 財産活用 課長経由〕				三億円以上	五、〇〇〇万円以上一億円未満		五、〇〇〇万円以上一億円未満
一、〇〇〇万円以上 一、〇〇〇万円未満 〔総務 部長 財産 活用 課長 経由〕	一、〇〇〇万円以上			一億円以上 三億円未満	一、〇〇〇万円以上五、〇〇〇万円未満		一、〇〇〇万円以上五、〇〇〇万円未満
一、〇〇〇万円未満 〔各部 長経 由は 要 不 必〕	二〇万円以上 一、〇〇〇万円未満 〔出先機関委任のもの を除く。〕	全額（出先機関委任のもの を除く。）	一億円未満（出先機関 委任のもの を除く。）	一億円未満（出先機関 委任のもの を除く。）	八〇万円以上 一、〇〇〇万円未満	全額 総務事務厚生 課長	一、〇〇〇万円未満

<p>13 普通財産の交換</p>	<p>12 普通財産の譲渡</p>	<p>11 公有財産の貸付けに係るもの (貸付期間の延長及び更新、借受け目的の変更及び原状変更並びに契約解除を含む。)</p>	<p>10 貸付金に係るもの(貸付決定を兼ねる。)</p>	<p>9 備品購入に係るもの</p>
<p>時価評価額 五、〇〇〇万円以上 七、〇〇〇万円未満</p>	<p>時価評価額 五、〇〇〇万円以上 七、〇〇〇万円未満</p>	<p>時価評価額 五、〇〇〇万円以上 七、〇〇〇万円未満</p>	<p>三億円以上</p>	
<p>時価評価額 三、〇〇〇万円以上 五、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 三、〇〇〇万円以上 五、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 三、〇〇〇万円以上 五、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>一億円以上三億円未満</p>	<p>二、〇〇〇万円以上</p>
<p>時価評価額 一、〇〇〇万円以上 三、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 一、〇〇〇万円以上 三、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 一、〇〇〇万円以上 三、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>一、〇〇〇万円以上一億円未満</p>	<p>一、〇〇〇万円以上二、〇〇〇万円未満</p>
<p>時価評価額 一、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 一、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>時価評価額 一、〇〇〇万円未満</p> <p>総務部長 財産活用 課長 經由</p>	<p>一、〇〇〇万円未満 (出先機関の長が専決するものを除く。)</p>	<p>二〇万円以上 一、〇〇〇万円未満</p>

7 賃金	6 年金 恩給及び退職	5 災害補償費	4 共済費	3 職員手当等	2 給料	1 報酬	区 分	
							支出負担行為	副知事
							支出負担行為	財務規則第二条第七号に規定する 部長
							支出命令	
							支出負担行為	部次長
							支出命令	
全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	支出負担行為	財務規則第二条第八号に規定する課長（財務規則第八十七条第一項の規定により総務事務厚生課が事務を行う場合に あつては総務事務厚生課長）
全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	支出命令	

別表三中表の部分を次のように改める。

14 公有財産の贈与の受納	時価評価額 五、〇〇〇万円以上 七、〇〇〇万円未満
	時価評価額 三、〇〇〇万円以上 五、〇〇〇万円未満
	総務部長 財産活用 課長 經由
	時価評価額 一、〇〇〇万円未満
	総務部長 部次長 財産活用 課長 經由
	時価評価額 一、〇〇〇万円未満

別表四中表の部分を次のように改める。

区 分		会計管理局長	会計管理局会計課長
1 委託料	2 工事請負に係るもの（工事の執行に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費並びに備品購入費を含むものとし、それぞれを一件とする。）	一億円以上	一億円未満
3 公有財産購入費	4 負担金、補助及び交付金	五、〇〇〇万円以上	五、〇〇〇万円未満
5 貸付金	6 投資及び出資金	三億円以上	三億円未満
		八〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満	八〇〇万円未満

別表四の注中「又は取消しを行った場合には、取消しの場合及び変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額より減少することとなった場合は会計管理局会計課長の」を「を行い」に改める。

別表五第一項を次のように改める。

一 一般の支出に係るもの			
1 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金	2 旅費	3 報償費	4 交際費
		一、〇〇〇万円以上	一〇〇万円以上
		五〇〇万円以上一〇〇万円未満	五〇〇万円未満
外国旅行に係るもの	内国旅行に係るもの	五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満	五〇〇万円未満
全額			

16 賠償金 補償、補填及び	15 貸付金	14 扶助費	13 負担金、補助及び交付金	12 備品購入費	11 公有財産購入費	10 原材料費	9 工事請負に係るもの（工事の執行に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費並びに補償、補填及び賠償金を含むものとし、それぞれを一件とする。）	8 使用料及び賃借料	7 委託料	6 役務費	5 需用費	
											経費 その他の	食糧費
五〇〇万円以上												
一〇〇万円以上五〇〇万円未満	一億円以上		五、〇〇〇万円以上	二、〇〇〇万円以上	三、〇〇〇万円以上		一億円以上		五、〇〇〇万円以上			一〇〇万円以上
一〇〇万円未満	一億円未満	一〇〇万円以上	五、〇〇〇万円未満	二〇万円以上二、〇〇〇万円未満	三、〇〇〇万円未満	二〇万円以上	一億円未満	二〇万円以上	五、〇〇〇万円未満	二〇万円以上	二〇万円以上	五〇万円以上一〇〇万円未満
		一〇〇万円未満		二〇万円未満		二〇万円未満		二〇万円未満		二〇万円未満	二〇万円未満	五〇万円未満

22 繰出金	21 公課金	20 寄附金	19 積立金	18 投資及び出資金	17 償還金、利子及び割引料	
					右以外のもの	定期償還に係るもの
		一、〇〇〇万円以上				
一、〇〇〇万円以上		五〇万円以上一、〇〇〇万円未満	全額	五〇〇万円以上	二、〇〇〇万円以上	
一〇〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満	一〇〇〇万円以上	五〇万円未満		五〇〇万円未満	二〇〇万円以上二、〇〇〇万円未満	二〇〇万円以上
一〇〇〇万円未満	一〇〇〇万円未満				二〇〇万円未満	二〇〇万円未満

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第六号

本庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一

号を加える。

七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三十条第二項に規定する立入検査に関すること。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す

る規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号を次のように改める。

九 級別標準職務表 県職員給与条例別表第五、学校職員給与条例別表第三及び警察

職員給与条例別表第四に掲げる級別標準職務表をいう。

第四条第二項第二号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「医療職給料表(三)級別資格基準表(別表第十一)」を「看護師職給料表級別資格基準表(別表第十)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「別表第十二」を「別表第十一」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特定獣医師職給料表級別資格基準表(別表第十二)

第五条中「試験欄の区分」を「試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)」に改める。

第十条第二号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「医療職給料表(三)初任給基準表(別表第二十五)」を「看護師職給料表初任給基準表(別表第二十四)」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「別表第二十六」を「別表第二十五」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特定獣医師職給料表初任給基準表(別表第二十六)

第二十一条第二項中「障害」を「障がい」に改める。

第二十三条第二項第二号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「医療職給料表(三)昇格時号給対応表(別表第三十四)」を「看護師職給料表昇格時号給対応表(別表第三十三)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「別表第三十五」を「別表第三十四」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特定獣医師職給料表昇格時号給対応表(別表第三十五)

第三十二条中「障害」を「障がい」に改める。

別表第六中

試 験	学歴 免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
正 規 の 試 験	I類	大学卒	0	2	6	10	12	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	II類	短大卒	0	5	9	13	15	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	III類	高校卒	0	8	12	16	18	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
そ の 他		中学卒	2	10	16	20	22	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める

を

職種	試験	職務の級 学歴 免許等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
			一般	I類	大学卒	0	2	6	10	12	別に定める
	II類	短大卒	0	5	9	13	15	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	III類	高校卒	0	8	12	16	18	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	そ の 他	中学卒	2	10	16	20	22	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
医療技術職員等		大学6卒	0	1	4	8	10	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		大学卒	0	2	6	10	12	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		短大3卒	0	3	7	11	13	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		短大2卒	0	5	9	13	15	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		高校卒	0	8	12	16	18	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

に改め、同表の備考中第四項の次に次の二項を加える。

5 職種欄の「医療技術職員等」とは、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療士、言語聴覚士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士その他免許を必要とする医療技術職員及び獣医師並びに保健師及び助産師をいう。

6 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学6卒」の区分とする。

別表第九中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改める。
別表第十を削る。

別表第十一中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に、同表職種の欄中「保健師、助産師及び看護師」を「看護師」に改め、同表の備考第二項中「保健師、助産師、」及び「(保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得し(以下)を削り、同表を別表第十とする。

別表第十二を別表第十一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第 1 2 (第 4 条関係)
特定獣医師職給料表級別資格基準表
(適用範囲)
特定獣医師職給料表の適用を受ける職員

職 種	職務の級 学歴 免許等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		獣医師	0	1	4	8	10	別に定める
	大学6卒	0	1	4	8	10	別に定める	別に定める
	大学卒	0	2	6	10	12	別に定める	別に定める

別表第二十中

の二項を加える。

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	I類	1級29号給
		II類	1級19号給
		III類	1級9号給
	その他	高校卒	1級5号給
医療技術職員等		大学6卒	1級37号給
		大学卒	1級29号給
		短大3卒	1級25号給
		短大2卒	1級19号給
		高校卒	1級9号給

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	I類	1級29号給
		II類	1級19号給
		III類	1級9号給
	その他	高校卒	1級5号給

を

に改め、同表の備考中第三項の次に次

- 4 本表の「医療技術職員等」については、一般行政職員級別資格基準表の備考第5項に定めるところによる。
- 5 一般行政職員級別資格基準表の備考第6項に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学6卒」の区分とする。

別表第二十三中「医師職給料表(一)」を「医師職給料表」に改める。
別表第二十四を削る。

別表第二十五中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改め、同表保健師及び助産師の部を削り、同表の備考第三項中「第3号」を「第4号」に改め、「分娩師、分娩師又は」及び「、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給」を削り、同表を別表第二十四とする。

別表第二十六を別表第二十五とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第26 (第10条関係)
特定獣医師職給料表初任給基準表
(適用範囲)
特定獣医師職給料表級別資格基準表の適用を受ける職員

職 種	学歴免許等	初 任 給
獣 医 師	大 学 6 卒	1 級 3 1 号 給
	大 学 卒	1 級 2 3 号 給

別表第三十一中

15	
16	
17	
18	
19	1
20	2
21	3
22	4
23	5
24	6
25	7
26	8
27	9
28	10
29	11
30	12
31	13
32	14

15	別表第三十五中	
16		
17		
18		
19		1
20		2
21		3
22		4
23		5
24		6
25		7
26		8
27		9
28		10
29	11	
30	12	
31	13	
32	14	

三十三とする。

別表第三十二中「函」を「函」に改める。
 別表第三十三を削る。
 別表第三十四中「函」を「函」に改め、同表を別表第三十三とする。

59
59
60

に改める。

42	24	6	51	33	
43	25	7	52	34	
44	26	8	53	35	
45	27	9	54	36	
46	28	10	55	37	
47	29	11	56	38	
48	30	12	57	39	
49	31	13	57	40	
50	32	14	58	41	
51	33	15	58	42	
52	34	16	59	43	
53	35	17		44	
54	36	18	を	45	
55	37	19		2	46
56	38	20		3	47
57	39	21	4	48	
58	40	22	5	49	
58	41	23		50	

64	55	43	25	7	67	59	50	33	
65	56	44	26	8	67	59	50	34	
65	56	45	27	9	67	60	51	35	
66	57	46	28	10	68	60	51	36	
66	57	47	29	11	68	61	52	37	
66	58	48	30	12	68	61	52	38	
67	58	49	31	13	69	62	53	39	
67	59	50	32	14	69	62	53	40	
67	59	50	33	15	69	63	54	41	
68	60	51	34	16	69	63	54	42	
68	60	51	35	17	70	64	55	43	
68	61	52	36	18	を	64	55	44	
69	61	52	37	19		2	65	56	45
69	62	53	38	20		3	65	56	46
69	62	53	39	21	4	65	57	47	
70	63	54	40	22	5	66	57	48	
70	63	54	41	23	6	66	58	49	
70	64	55	42	24		66	58	49	

70
71

に改め、同表を別表第三十四とし、同表の次に次の一表を加える。

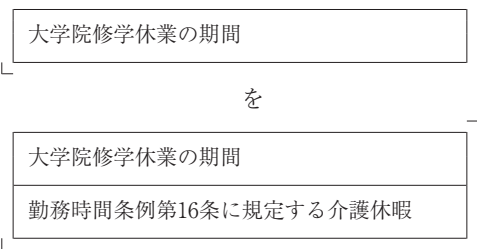
別表第35 (第23条関係) 特定獣医師職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1
6	1	1	6	1	1	1
7	1	1	7	1	1	1
8	1	1	8	1	1	1
9	1	1	9	1	1	1
10	1	1	10	2	1	1
11	1	1	11	3	1	1
12	1	1	12	4	1	1
13	1	1	13	5	1	1
14	1	1	14	6	2	2
15	1	1	15	7	3	3
16	1	1	16	8	4	4
17	1	1	17	9	5	5
18	1	2	18	10	6	6
19	1	3	19	11	7	7
20	1	4	20	12	8	8
21	1	5	21	13	9	9
22	1	6	22	14	10	10
23	1	7	23	15	11	11
24	1	8	24	16	12	12
25	1	9	25	17	13	13
26	1	10	26	18	14	14
27	1	11	27	19	15	15
28	1	12	28	20	16	16
29	1	13	29	21	17	17
30	1	14	30	22	18	18
31	1	15	31	23	19	19
32	1	16	32	24	20	20
33	1	17	33	25	21	21
34	2	18	34	26	21	22
35	3	19	35	27	22	23
36	4	20	36	28	22	24
37	5	21	37	29	23	25
38	6	22	38	30	23	25
39	7	23	39	31	24	26
40	8	24	40	32	24	26
41	9	25	41	33	25	27
42	10	26	42	34	25	27
43	11	27	43	35	26	28
44	12	28	44	36	26	28
45	13	29	45	37	27	28
46	14	29	46	38	27	28
47	15	30	47	39	28	28
48	16	30	48	40	28	29
49	17	31	49	41	29	29
50	18	31	50	41	29	29
51	19	32	51	42	29	29
52	20	32	52	42	29	29
53	21	33	53	43	30	30
54	22	34	54	43	30	30

55	23	35	55	44	30	30
56	24	36	56	44	30	30
57	25	37	57	45	31	30
58	25	37	58	45	31	31
59	26	38	59	46	31	31
60	26	38	60	46	31	31
61	27	39	61	47	31	31
62	27	39	62	47	31	
63	28	40	63	48	31	
64	28	41	64	48	31	
65	29	41	65	49	31	
66	29	42	66	49	31	
67	30	43	67	50	31	
68	30	44	68	50	32	
69	31	45	69	50	32	
70	31	46	70	50	32	
71	32	47	71	50	32	
72	32	48	72	50	32	
73	33	49	73	50	32	
74	33	49	74	50	32	
75	34	50	75	50	32	
76	34	51	76	50	32	
77	35	51	77	51	32	
78	35	51	78	51	32	
79	36	52	79	51	32	
80	36	52	80	51	32	
81	37	53	81	51	33	
82	37	53	82	51	33	
83	38	53	83	51	33	
84	38	54	84	51	33	
85	39	54	85	51	33	
86	39	54	86	51	34	
87	40	55	87	51	34	
88	40	55	88	51	34	
89	41	55	89	52	34	
90	41	56	90	52	34	
91	42	56	91	52	35	
92	42	56	92	52	35	
93	43	57	93	53	35	
94		57	94	53	35	
95		57	95	53	35	
96		58	96	53	36	
97		58	97	53	36	
98		58	98	54		
99		59	99	54		
100		59	100	54		
101		59	101	54		
102			102	54		
103			103	55		
104			104	55		
105			105	55		
106			106	55		
107			107	55		
108			108	56		
109			109	56		
110				56		
111				56		
112				56		
113				57		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第三十九中



に改め、

勤務時間条例第16条に規定する介護休暇	$\frac{1}{2}$ 以下
---------------------	------------------

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び第三十二条の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(改正条例附則適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号。以下「県職員給与改正条例」という。)附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十四号。以下「学校職員給与改正条例」という。)附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号。以下「警察職員給与改正条例」という。)附則第二条の規定によりその者の平成二十九年四月一日(以下「施行日」という。)における職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則適用職員」という。)に対するこの規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第六から別表第十六までの適用については、その者の当該規定により定められた職務の級(以下「新級」という。)に在級する期間に人事委員会が別に定める期間を通算する。

3 改正条例附則適用職員に係る施行日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格

(施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新規則第十九条の規定によるものに限る。)については同条第四項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十四号)附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号)附則第二条の規定により定められた職務の級並びに人事委員会が別に定める期間を通算して一年以上」とする。

(行政職給料表の号給の特例)

4 改正条例附則適用職員のうち、県職員給与改正条例附則第六条、学校職員給与改正条例附則第六条又は警察職員給与改正条例附則第六条の規定により、行政職給料表の号給の特例を受ける職員に対する新規則第三十条から第三十四条までの適用については、第三十条第四項中及び第三十三条中「最高の号給」とあるのは「最高の号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級から五級までであるもの)にあつては福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)附則別表第四、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十四号)附則別表第四又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号)附則別表第四に定める最高の号給)」とする。この場合において、新規則別表第三十一の適用については、同表の昇格した日の前日に受けていた号給欄に百四十二号給から百九十三号給までの号給が掲げられているものとし、同表三級から六級までの欄に、職務の級及び号給に応じて附則別表に定める号給がそれぞれ掲げられているものとする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号)附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号)附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号)附則第二条の規定によりその者の平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の

級を行政職給料表二級又は研究職給料表二級（以下「二級」という。）に定められた職員並びに人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が切替日における職務の級を行政職給料表一級又は研究職給料表一級に定められたものとして施行日に職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日に職務の級を二級に定められた職員のうち前項の規定による調整を受けなかった職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員については、切替日以後における最初の昇格後の号給について、同項の規定による調整を受けた職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第 4 項関係）

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
106				60
107				60
108				60
109				60
110				60
111				61
112				61
113				61
114				61
115				61
116				61
117				61
118				62
119				62
120				62
121				62
122			72	62
123			72	62
124			72	62
125			73	63
126			73	63
127			73	63
128			74	63
129			74	63
130			74	63
131			75	63
132			75	64
133			75	64
134	83		76	64
135	83		76	64
136	83		76	64
137	84		77	64
138	84		77	64
139	84		78	65
140	84		78	65
141	85		79	65
142	85	107	79	65
143	85	108	80	65
144	85	108	80	65
145	86	109	81	65
146	86	110	82	66
147	87	111	83	66
148	87	112	84	66
149	88	113	85	66
150	88	114	86	66
151	89	115	87	66
152	89	116	88	66
153	90	117	89	67
154	90	118		67

155	90	119		67
156	91	120		67
157	91	121		67
158	91	122		68
159	92	123		68
160	92	124		68
161	92	125		68
162	93	126		68
163	93	127		69
164	93	128		69
165	94	129		69
166	95	130		69
167	96	131		69
168	97	132		70
169	98	133		70
170	99	134		70
171	100	135		70
172	101	136		70
173	102	137		71
174	102	138		71
175	103	139		71
176	103	140		72
177	104	141		72
178	104			72
179	105			73
180	105			73
181	106			73
182	107			
183	108			
184	109			
185	110			
186	110			
187	111			
188	111			
189	112			
190	112			
191	113			
192	113			
193	114			